

【戸田市選挙管理委員会 委員長談話】

本日、最高裁判所において、当選の効力に関する審査申立てに関し、原告の埼玉県選挙管理委員会による裁決の取消請求を棄却する旨の判決がありました。

これまでの戸田市選挙管理委員会の主張が認められたものと考えております。

戸田市選挙管理委員会といたしましては、引き続き選挙の適正な執行等の使命を全うしてまいります。

戸田市選挙管理委員会委員長 駒崎恭子